

消費税軽減税率制度説明会のご案内

川崎南税務署では、事業者の方を対象に、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催しています。

消費税の軽減税率制度は、令和元年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

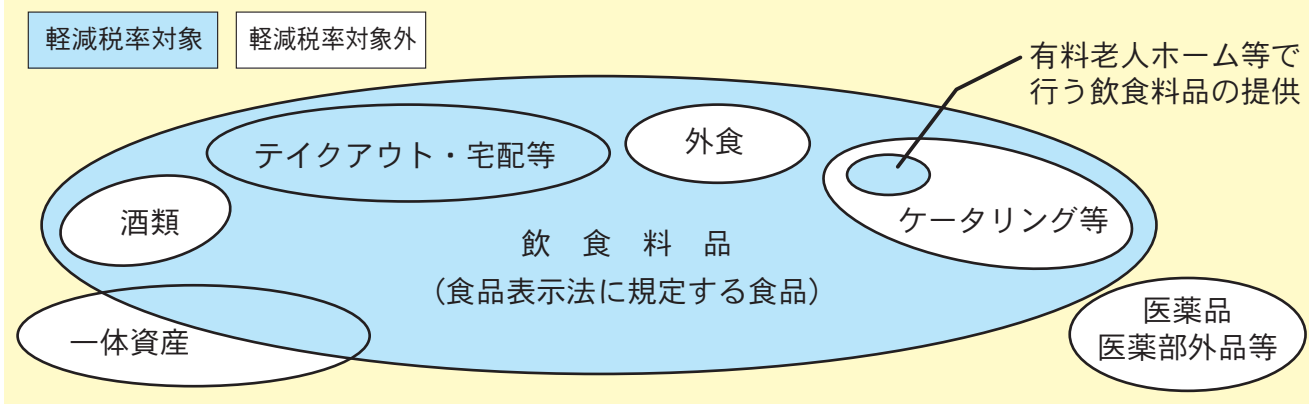
軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日時	令和 元年 7 月 4 日 (木)	} 15時40分～16時30分
	令和 元年 7 月 18 日 (木)	
	令和 元年 8 月 6 日 (火)	
	令和 元年 9 月 10 日 (火)	
	令和 元年 9 月 18 日 (水)	
	令和 元年 9 月 19 日 (木)	

場 所 川崎南税務署 (川崎区榎町 3 - 18 5 階会議室)

※駐車場の制限がありますので、会場へご来場の際はなるべく公共交通機関をご利用ください。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲 (イメージ)》



多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

【説明会に関するお問合せ先】

川崎南税務署 法人課税第1部門 電話044-222-7531

※ 自動音声に従い「2」番を選択後、内線415～416をダイヤルしてください。

【制度のご相談先】

お電話による消費税の軽減税率制度の内容に関するご相談は、

「消費税軽減税率電話相談センター (0120-205-553、9:00～17:00、土日祝除く)」

へご連絡ください。

なお、川崎南税務署 (044-222-7531) へ発信後、自動音声に従い「3」番を選択していただいても同センターにつながります。